

組合等課題対応新事業展開支援事業のご案内

1. 事業内容

組合等が今後複数年にわたり相次いで直面する諸課題等に対応するため、持続的な組合運営に向けた事業計画に基づく、「中長期的な課題解決」につながる取組について、それに要する経費の一部に対して支援を行います。

【具体的な取組例】

- ◆組合の収益力向上を図るため、新たな共同事業の開発を進めるうえで必要となる取組
(手段) 専門家を活用した業務分析・視察・調査・検討 等
- ◆組合ブランドの知名度向上を図るため、魅力発信を進めるうえで必要となる取組
(手段) 展示会出展による調査・分析、新商品開発、パッケージデザインの刷新 等
- ◆共同事業の効率化を図るため、業務改善を進めるうえで必要となる取組
(手段) IT ツールの活用、業務管理システムのクラウド化、専門家による DX 診断 等
- ◆業界の人材不足解消を図るため、人材確保・育成を進めるうえで必要となる取組
(手段) 求人サイトの開発、マッチングイベントの開催、従業員定着研修 等
- ◆組合事業の活性化を図るため、加入促進や業界研究を進めるうえで必要となる取組
(手段) 加入促進のための勉強会の開催及びパンフレット作成 等
- ◆災害発生時の適切な対応を図るため、災害のリアリティを実感し、防災意識と行動力を高める取組
(手段) 被災地域へのヒアリング調査・座談会の実施 防災の専門家による講習会 等

2. 補助対象者

中央会会員組合

3. 補助対象組合等の要件

- ①事業及び組織運営が適切に行われていること
- ②本事業と同様の内容の支援について、県・国等からの助成を受けていないこと
- ③中央会より「課題解決に向けた取組」に関係する伴走支援を受けた実績があること
- ④中長期的課題を抱える組合で、奈良県中央会の伴走支援を受けながら進める取組であること
(「奈良県中央会の伴走支援を受けながら進める」とは、応募申請「(様式3) 実行計画書」の作成及び補助事業実施における助言等の支援を受けながら事業を実施すること。)

4. 補助金額及び補助対象経費

(1) 補助金額

1件当たりの補助金額は400,000円を上限(下限額は100,000円)とする。

(2) 補助対象経費 謝金、旅費、会場借料、資料費、印刷費、借損料、消耗品費、通信運搬費、車輛借上料、データベースプログラム費、委託費

5. 補助対象組合の決定

奈良県中小企業団体中央会補助対象組合選定委員会において、課題把握の的確性、事業実施の必要性、事業計画の妥当性、実施効果等の観点、事業経費使途の適切性、事業成果の期待度(実現可能性)について総合評価のうえ補助対象組合を決定します。

6. 補助事業の実施期間

交付決定日から令和8年3月15日まで

7. 補助対象組合等の義務

本事業を実施される組合においては、以下の事項を遵守していただきます。

(1) 本事業の変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは本事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得ることが必要です。

(2) 本事業の実績報告書等の提出

事業実施組合等が本事業を実施した結果については、補助事業実績報告書により本会に報告していただきます。

(3) 本事業の実施後の調査への協力

本事業を実施される組合においては、事業終了後3年間（第1回目：令和9年4月15日まで）毎年、本事業の実施の結果に基づく成果の状況について調査し、本会に報告する必要があります。なお、対象期間は、いずれも4月～3月までの1年間であり、組合の会計年度ではありません。

8. 申込・受付期間

令和7年6月19日（木）～令和7年7月4日（金）まで受付。

※本事業は伴走支援を受けながら進めることを重要視していることから、申込を希望される組合は、まず担当の指導員までお声掛けください。

《問い合わせ先》

奈良県中小企業団体中央会 業務課、または組合担当指導員

電話 0742-41-3200 FAX 0742-41-0125